

## 長崎都市計画地区計画の決定

(時津町決定)

都市計画八工区工業団地地区計画を次のように決定する。

名 称	八工区工業団地地区計画
位 置	西彼杵郡時津町久留里郷字新開、日並郷字新開地内
面 積	約 17.5 h a
地 区 計 画 の 目 標	当地区は時津町の中心部から約 2 km の北西部に位置するが、幹線道路である国道 206 号に隣接した交通利便性の優れた地区である。また、当地区の周囲の地区においては、住居系地区が広がっていることから、地区計画を策定することにより、周辺環境と調和しながらも、工業と商業の両性質を備えた機能的で潤いのある産業空間を形成することを地区計画の目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	当地区は、工業地の埋立造成事業により、道路、公園等が整備されているが、これらの機能及び環境が損なわれないよう維持、保全を図る。

	地区の 建 区 分	地区の名称 八工区工業団地地区
		地区の面積 約 17.5 ha
地 区 整 備 計 画	建築物等に 関す る事 項	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 住宅</li> <li>2) 住宅でその他の用途を兼ねるもの（ただし、住宅の用に供する部分とその他の用途に供する部分が機能的にも構造的にも一体となったもので、住宅の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以下で、かつ、280m<sup>2</sup>以内のものは除く。）</li> <li>3) 長屋</li> <li>4) 共同住宅</li> <li>5) 寄宿舎、下宿</li> <li>6) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積が5,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>7) ホテル又は旅館</li> <li>8) マージャン屋、ぱちんこ屋</li> <li>9) 劇場、映画館、演劇場又は観覧場</li> <li>10) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>11) 個室付浴場業に係る公衆浴場</li> <li>12) 学校</li> <li>13) 病院</li> <li>14) 畜舎</li> </ol>
	建築物の敷地面積の 最低限度	200 m <sup>2</sup>
	備 考	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 幹線道路沿線という地区の特性を生かすため、沿道サービス施設の立地を許容しながらも、本来の工業団地としての適正な土地利用を図るために、地区計画を策定するもの。